

会社法制（企業統治等関係）部会資料19に対する意見

平成30年5月9日
経済産業省 経済産業政策局 企業会計室

会社法制（企業統治等関係）部会資料19「株主総会に関する手続の合理化に関する個別論点の検討」に記載されている事項に関する意見は下記のとおり。

記

第1 株主総会資料の電子提供制度

4 書面交付請求

「(2) 株式会社は、株主が書面交付請求をすることができない旨を定款で定めることができるものとするについて、どのように考えるか。」について
株主総会資料の電子提供制度に関する見直しを行う趣旨である、株式会社と株主との間のコミュニケーションの質の向上という観点からは、企業と株主の双方において電子的な情報開示や利用手段のさらなる活用が進むことが望ましい。

一方で、書面交付請求権がどの程度行使されるかについての現時点での予測は難しく、インターネットの利用が容易でない株主への配慮も必要であることを考慮すると、制度の理解の浸透やより利用しやすい情報開示への実務の努力期間を確保する観点から、当該定款変更を行うことができるまでに一定の準備期間（例えば2年等）を設けることも検討してはどうか。

「(3) 株式会社は、試案第1部第1の4(2)①の書面に記載すべき事項を、電子提供措置事項のうちみなし提供制度の対象でないものに限ることができる旨を定款で定めることができるものとするについて、どのように考えるか。」について

ウェブ開示によるみなし提供制度は、株主に対して書面等により提供すべき情報が多くなっている中、印刷代や郵送料を大きく増大させることなく情報開示の充実を可能とする制度と理解している。みなし提供制度の利用率は年々増加し、平成29年で7割弱（66.6%）に達しており、この制度を利用することによって、計算書類の注記表等を書面から割愛し、一方で特に重要と考えられる情報について、紙面を割いて株主によりわかりやすく提供する努力が行われ

ている。

仮にみなし提供制度において提供されている情報も含めて書面での交付が必要となると、みなし提供制度利用企業が書面交付請求株主に対して郵送する総会関係資料の分量は増大し、書類作成や送付に係る企業負担の増加が予想される一方、書面を必要とする株主が、これまで紙で提供されていなかった情報についてまで書面で受け取る必要性は乏しいと考えられる。

したがって、みなし提供制度を維持するとともに、書面に記載すべき事項については、みなし提供制度の対象でないものに限る旨を定款で定めることができるものとするべきと考える。

以上